

会 則 施 行 規 則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県行政書士会会則（以下「会則」という。）第 5 3 条の規定に基づき、会則の施行に関して必要な事項を定める。

第 2 章 会員

(個人会員の入会届)

第 2 条 本会の会員となった行政書士（以下「個人会員」という。）の入会届の書式は、様式第 1 号とする。

2 入会届には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 申請者の写真（縦 3.0 c m、横 2.5 c m 撮影日 3 ヶ月以内 カラー） 3 枚
- (2) 誓約書（様式第 3 号）
- (3) 職印届（様式第 6 号）

3 法人等に勤務する者又は法人等の事務所内に事務所を設ける個人会員にあっては、前項各号に掲げる書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 法人等に勤務する場合 誓約書（様式第 4 号）
- (2) 法人等の事務所内に事務所を設ける場合 誓約書（様式第 5 号）

(法人会員の取扱い)

第 3 条 本会の会員となった行政書士法人（以下「法人会員」という。）の入会届の書式は、様式第 2 号とする。

2 法人会員は、次に掲げる事務所を主要事務所として入会届を提出しなければならない。

- (1) 本会の区域内に主たる事務所を登記した法人会員は当該事務所
- (2) 本会の区域内に従たる事務所のみを登記した法人会員は当該事務所
- (3) 本会の区域内に従たる事務所のみを複数登記した法人会員は当該事務所のうち一つの事務所

3 前項の入会届には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第 3 号）

(職印の届出等)

第 4 条 職印届の書式は、様式第 6 号とする。

2 個人会員の職印の届出期限は、登録日から 1 ヶ月とする。

3 法人会員の職印の届出は、入会届に併せて提出するものとする。

4 職印届出証明願の書式は、様式第 7 号とする。

(会員名簿)

第 5 条 会員名簿に第 2 条第 2 項第 1 号で添付した写真を掲載する。

2 会員名簿改定にあたり、第 1 0 条に規定する会員証の更新をした会員は同条第 2 項で添付した写真を掲載する。

(会員証)

第 6 条 会員証は、様式第 8 号（個人会員）及び様式第 9 号（法人会員）とする。

2 会員証の有効期限の起算日は、会員となった日とする。

3 会員証の有効期限満了の日は、前項の起算日から 5 年を経過する日とする。

4 新入会員の会員証の発行の日は、本会入会の日とする。

5 個人会員の会員証の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員氏名
- (2) 生年月日

- (3) 事務所名称
- (4) 登録番号
- (5) 会員番号
- (6) 事務所所在地
- (7) 属性
- (8) 入会日
- (9) 発行日
- (10) 有効期限

6 法人会員の会員証の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員番号
- (2) 法人名
- (3) 事務所の名称
- (4) 法人番号
- (5) 法人成立年月日
- (6) 会員となった日
- (7) 発行日

7 法人会員の会員証は、本会の区域内に登録した事務所に対し発行するものとする。

(変更届)

第7条 変更届の様式は、様式第10号(個人会員)及び様式第11号(法人会員)とする。

2 変更届には、次に掲げる区分ごとの書類を添付しなければならない。

- (1) 個人会員 会員証の記載事項に変更が生じた場合は、会員証及び写真2枚(第2条第2項第1号)
- (2) 法人会員 会員証の記載事項に変更が生じた場合は、会員証(退会及び会員証の返還)

第8条 退会届の書式は、様式第12号(個人会員)及び様式第13号(法人会員)とする。

2 退会届には、個人・法人会員とも会員証を添付しなければならない。

3 会員が他の単位会へ事務所を移転し退会する場合にあっては、前項の書類及び事務処理完了証明願を提出しなければならない。

(知事の懲戒処分に伴う会員証の一時返還)

第9条 知事による業務の停止処分を受けた会員は、会員証等返納書(様式第14号)に当該処分を受けた通知書の写しを添付し提出すると共に会員証を一時返還しなければならない。

2 知事による業務の停止処分の期間(この条において「処分期間」という。)が満了したときが、前項により返還した会員証(この条において「返還会員証」という。)の有効期限内である場合は、返還会員証を交付するものとする。

3 処分期間満了のときが、返納会員証の有効期限を過ぎる場合は、会則第12条の3に基づき会員証の更新をしなければならない。

(会員証の再交付)

第10条 会員証の再交付に係る申請書の様式は、様式第15号とする。

2 会員証の再交付に係る申請書には写真2枚(第2条第2項第1号)添付しなければならない。

(会員証の更新)

第11条 会員証の更新に係る申請書の様式は、様式第15号とする。

2 会員証の更新に係る申請書には住民票(発行後3ヶ月以内)及び写真3枚(第2条第2項第1号)を添付しなければならない。

3 会員証の更新手続は、更新を受ける会員証の有効期間満了の日の3ヶ月前から行えるものとする。

4 会員証の更新手続は、会費の滞納がある場合は、更新手続時まで全て納入しなければならない。

第3章 業務組織

(業務の分掌)

第12条 会則第38条の規定に基づき業務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。

- (1) 総務企画部
- (2) 業務指導部
- (3) 監察部
- (4) 登録部

2 前項の各部に、部長を置くほか、必要に応じ副部長及び部員を置くことができる。

3 部長、副部長及び部員は、会長が任免する。

4 会長は、業務に関し調査研究を行わせるため、理事会の承認を得て委員会等を設けることができる。

第4章 補 則

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、理事会の議決による。

(各種手数料の額)

第14条 会則の規定に基づき定める交付手数料の額は、次の額とする。

- (1) 会員証更新手数料 無料
- (2) 会員証再交付手数料 2,000円
- (3) 職印届出証明書交付手数料 500円

(特例措置)

第15条

附 則

1 この規則は、会則改正の日(平成22年7月22日)から施行する。

2 この規則の施行前の会則施行規則(平成12年4月14日施行)は廃止する。

3 この規則は、平成23年7月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年2月15日から施行する。

高知県行政書士会会長 様

法人名

法人番号

（代表）社員

印

法 人 入 会 届

高知県行政書士会会則第8条の2第2項の規定により、下記のとおり届けます。

記

入会事由	<input type="checkbox"/> 主たる事務所の設立による入会 <input type="checkbox"/> 主たる事務所の移転による入会 <input type="checkbox"/> 従たる事務所の設置又は移転による入会	<input type="checkbox"/> 新規設立法人 <input type="checkbox"/> 合併法人
ふりがな		法人番号
法人名		成立年月日
		年 月 日
ふりがな		
主たる事務所の名称		
事務所の所在地	〒 - - TEL - - FAX - -	
移転による場合は、移転年月日	年 月 日	
主要事務所 本会の区域内に主たる事務所を登記した法人会員は当該事務所を、本会の区域内に従たる事務所のみを登記した法人会員は当該事務所のうち一つの事務所を「主要事務所」として届出ること。		
ふりがな		法人番号
主要事務所の名称		設置又は移転年月日
		年 月 日
事務所の所在地	〒 - - TEL - - FAX - -	

※ □内には、該当するものにチェックをいれること。

令和 年 月 日

高知県行政書士会会長 様

事務所所在地

氏名又は法人名



誓 約 書

高知県行政書士会入会にあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 法令、日本行政書士会連合会会則及び高知県行政書士会会則並びに会の総会の決議事項を遵守し、誠実に業務を行い、行政書士（行政書士法人）としての品位を保持すること。
- 2 高知県行政書士会会則に定められた会費の納入を遅滞なく行い、滞納した場合は高知県行政書士会の被った督促費用を含む一切の損害を請求されても異議はないこと。
- 3 会費の滞納が1年以上になった場合には、氏名等を公表されても異議がないこと。
- 4 事務所の名称について、いかなる紛争がおきても責任をもって解決すること。

様式第4号（第2条第3項第1号）

【法人等に勤務しており、事務所は別の場所に設ける場合】

令和 年 月 日

高知県行政書士会会長 様

入会申請者

事務所所在地

氏 名

印

誓 約 書

貴会に入会するに当たり入会後も〔 〕に勤務しますが、法の趣旨に沿って、下記条項を遵守します。

違反した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。また、調査のため必要とする資料等の提出を貴会から求められたときは、これを提出することを誓約します。

記

- 1 事務所の入口は専用とし、表札は不特定多数の人が確認できる場所に掲示します。
- 2 勤務先においては、行政書士業務を行いません。
- 3 行政書士業務は、他人に行わせず、自らの責任において受託し、処理します。
- 4 行政書士業務は、正当な理由なく遅らせたり、依頼を拒むことはいたしません。
- 5 行政書士の報酬は、行政書士として収受し、所得税の確定申告を行います。
- 6 誠実にその業務を行うとともに、行政書士としての信用又は品位を害するような行為はいたしません。

様式第5号（第2条第3項第2号）

【法人等に事務所内に事務所を設ける場合】

令和 年 月 日

高知県行政書士会会長 様

入会申請者

事務所所在地

氏 名



誓 約 書

貴会に入会するに当たり事務所を〔 〕の事務所内に設置しますが、雇用されたり名義を貸したりせず、法の趣旨に沿って、下記の条項を遵守します。

違反した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。また、調査のため必要とする資料等の提出を貴会から求められたときは、これを提出することを誓約します。

記

- 1 事務所の入口は専用とし、表札は不特定多数の人が確認できる場所に掲示します。
- 2 事務所は独立したものとし、業務内容が守秘できる構造といたします。
- 3 行政書士業務の受託及び報酬の收受は、依頼者と直接行います。
- 4 行政書士業務は、正当な理由なく遅らせたり、依頼を拒むことはいたしません。
- 5 行政書士の報酬は、自己の収入とし、所得税の確定申告を行います。
- 6 取扱業務については、行政書士法第9条に規定されている帳簿を備付けて記載します。
- 7 誠実にその業務を行うとともに、行政書士としての信用又は品位を害するような行為はいたしません。

様式第6号（第4条第1項）

令和 年 月 日

高知県行政書士会会長 様

会員番号

氏 名

㊞

職印届（個人会員用）

高知県行政書士会会則第9条第1項の規定により、下記のとおり届けます。

職 印	
--------	--

令和 年 月 日

高知県行政書士会会長 様

法人会員番号

法 人 名

（代表）社 員

㊞

職印届（法人会員用）

高知県行政書士会会則第9条第2項の規定により、下記のとおり届けます。

職 印	
--------	--

様式第7号（第4条第4項）

令和 年 月 日

高知県行政書士会会長 様

事務所所在地

事務所の名称

会員番号

氏 名

職 印

職印届出証明願

次の印章を職印として届出ていることを証明願います。

職 印	
--------	--


使用の目的

高知県行政書士会に届出の職印に相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

高知県行政書士会
会長

表面

高知県行政書士会会員証		
写 真	氏 名	
	生 年 月 日	
	事 務 所 名 称	
	登 録 番 号	
	会 員 番 号	
	事 務 所 所 在 地	
	属 性	
	入 会 日	
	上記の者は、本会会員であることを証明する。	
	発効日 令和 年 月 日	
高知県行政書士会 		
有効期限 令和 年 月 日		

裏面

行政書士倫理綱領	
行政書士は、国民と行政とのきずなどとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。	
一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。	
二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。	
三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。	
四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。	
五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。	
注 意 事 項	
1 本証は、高知県行政書士会会員であることを証する。	
2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。	
3 高知県行政書士会の会員の身分を失ったときは、本証を速やかに返還しなければならない。	
4 異動事項は、速やかに修正又は再交付手続をすること。	

※台紙は、縦 5.5cm、横 8.5cm とし、ラミネート加工する。

高知県行政書士会法人会員証

法人会員番号 第 号

法人名

事務所の名称


法人番号 第 号

法人設立年月日 令和 年 月 日

会員となった日 令和 年 月 日

上記の行政書士法人は、本会会員であることを証明する。

発行日 令和 年 月 日

高知県行政書士会 

※台紙は、縦 5.5cm、横 8.5cm とし、ラミネート加工する。

高知県行政書士会会長 様

会員番号

事務所所在地

氏 名

職 印

変 更 届

高知県行政書士会会則第8条第4項の規定により、下記のとおり届けます。

記

フリガナ					旧 姓 使 用	有 ・ 無	
氏 名	新		旧				
事務所名称	新		旧				
本籍	新		旧				
事務所の 所在地	新	〒 — — FAX — —					
	旧	〒 — — FAX — —					
住 所	新	〒 — — FAX — —					
	旧	〒 — — FAX — —					
E-mail	新						
HP アドレス	新						
変更年月日	令和 年 月 日						

※ 変更のある箇所のみ記載すること。

高知県行政書士会会長 様

法人会員番号

事務所所在地

行政書士法人名

代表者氏名

職
印

変 更 届

高知県行政書士会会則第8条第4項の規定により、下記のとおり届けます。

記

ふりがな				
法人の名称	新		旧	
		<input type="checkbox"/> 主要事務所	<input type="checkbox"/> その他の事務所	
ふりがな 主たる 事務所の 名称	新		旧	
事務所の 所在地	新	〒 — TEL — — FAX — —		
事務所の 所在地	旧	〒 — TEL — — FAX — —		
「本会の区域内 に設置した事務 所一覧表」の変更	<input type="checkbox"/> 事務所の新設 <input type="checkbox"/> 事務所の廃止 <input type="checkbox"/> 事務所の移転 <input type="checkbox"/> 事務所の合併 <input type="checkbox"/> 主要事務所の変更			
「社員及び使用 人行政書士名簿」 の変更	<input type="checkbox"/> 社員の追加 <input type="checkbox"/> 社員の削除 <input type="checkbox"/> 社員の氏名・住所等 <input type="checkbox"/> 使用人の追加 <input type="checkbox"/> 使用人の削除 <input type="checkbox"/> 使用人の氏名・住所等			
変更年月日	令和 年 月 日			

※ 変更のある箇所のみ記載すること。□内には、該当するものにチェックを入れること。

様式第14号（第9条第1項）

令和 年 月 日

高知県行政書士会会長 様

会員番号

事務所所在地

事務所の名称又は行政書士法人名

行政書士氏名又は代表者氏名

職
印

会員証等返納書

高知県行政書士会会則第2条第3項により、会員証を返還いたします。

記

(返納の事由)

- 個人会員の業務の停止
- 法人会員の業務の全部又は一部の停止
- 法人会員の高知県内の事務所の業務の全部又は一部の停止

(返納事由の発生した年月日)

令和 年 月 日

添付書類：高知県知事の懲戒処分通知の写し
未使用の職務上請求書

(返還する職務上請求書の明細)

未使用の職務上請求書の払出番号 ～ (枚)

※ 内には該当するものにチェックを入れること。

様式第15号（第10条第1項、第11条第1項）

令和 年 月 日

高知県行政書士会会長 様

会員番号

事務所所在地

氏 名

職
印

会員証更新（会員証再交付）申請書

次のとおり更新（再交付）を受けたいので高知県行政書士会会則第12条の2又は第12条の3の規定により申請します。

記

理 由	<input type="checkbox"/> 有効期間満了 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 損傷
有効期限満了の場合は下記を記載すること。	
E-mail	
HP アドレス	
取扱業務	

※ 内には該当するものにチェックを入れること。

※ 写真3枚を添えること。